

授業料免除の申請資格について

【ご質問】（投稿日：2019年8月12日）

授業料免除の学業基準（2～4（6）年次）について、「出願のしおり」を見てもわかりにくい点があるため、以下の質問に回答をよろしく申し上げます。もし回答できない項目があれば、その理由を詳細に教えていただけるようお願いします。

1. ここで言及されている「単位」とは、どの年次に取得した単位なのか。（申請する前年1年分、入学してから申請前年まで、など）
2. 「各学部で定める標準単位数」とは具体的にいくつなのか。卒業やコース分け等に必要単位数を、それまでの学期数で等分した単位数を取得していればこれを満たすのか。
3. 「学業優秀」の条件は、授業料免除の審査において足切りのような扱いなのか。そうでない場合、経済状況が同程度の場合、より学業面で優れている学生が優先されることがあるのか。

【回答】（回答日：2019年9月9日）

（教育推進・学生支援部学生課）

1. 前期については、入学年度から授業料免除申請年度の前年度までの成績となります。ただし、後期分については、申請年度の前期の成績を含めるか否かは、学部・研究科によって異なります。ご所属の学部の教務掛に直接お問い合わせください。
2. 各学部によって異なります。ご所属の学部の教務掛に直接お問い合わせください。
3. 一定の学業基準を満たしている学生について家計状況の審査が行われ、困窮度の高い人から免除（全額または半額）、不許可の選考を行っています。